

身体が不自由でも投票したいー郵便投票やヘルパー支援が可能

今年は参議院議員選挙が行われます。

「主権は国民に存する」(日本国憲法)訳ですから選挙権の行使は大切ですね。

「元気なときは欠かさず投票したよ」という高齢者の方もお身体が不自由になってからは「投票に行きたくても行けない」という嘆きも聞かれます。

自分の意思を示さないなかでも政治は行われます。

そしてわたしたちが決して望まない施策がいつの間にか始まってしまうこともこれまでありました。

わたしたちのいのちと暮らしを守る候補者を見つけ、その候補者を当選させる事以外に暮らしを守っていく方法はありません。

ちなみに今予定されている社会保障の動向、やられてきた社会保障の「改正」はどのようなものかおさらいしてみます。

老人医療は原則2割負担(10月実施予定)

生活保護費は大幅な支給減。

年金も0.4%の給付減

介護保険も一律1割負担が3割負担も始まりました

そして要介護1、2を介護保険給付から総合事業に移行して給付の抑制も検討されています。ケアプランの作成も有料化の議論が開始されています。

そんな政治が良いと言う人も困るという人も国の舵取りに意見を言う、これが主権者であるわたしたちの権利です。

その権利の行使をたすけるふたつの方法をご紹介します。ひとつは郵便投票です

(1) 対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次の(i)又は(ii)に該当する方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています(平成16年3月より対象者が拡大されました)。

(i) 身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者。身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者。身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級である者として記載されている者。手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(ii) 戦傷病者手帳に両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症である者として記載されている者。戦傷病者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症である者として記載されている者。手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

もうひとつは

ホームヘルパーによる投票所までの同行です。介護保険の利用が可能です。

「希望としての介護」

三好 春樹(著)

雲母書房



1760円(税込み) ISBN 978-4-87672-313-3 ISBN 13 9784876723133

ISBN 10h 4-87672-313-3 ISBN 10 4876723133

著者の三好春樹さんはかつては高校で学生運動に参加、そして退学。様々な経験を積みながら特別養護老人ホームに相談員として勤務。九州リハビリテーション大学で学び理学療法士として再び特別養護老人ホームに勤めた方。退職後「生活とリハビリ研究所」を主宰し、以後介護の現場へ様々な発信を続けている方です。

本書は2008年から2011年の三好さんの発言をまとめたものです。

この発言はわたしたちが忘れている高齢者介護の本質を問いかけています。

日本の医療は人を「生かすために」高齢者を点滴を外すと縛りつけます。

精神科は世界で一番向精神病薬を多用し「問題行動」をおさえつけ、その人の本来もった力も奪ってしまいます。そのような日本の高齢者観、障がい者観にも疑問を投げかけ介護が持つ力を示しています。

「介護は老いて死んでいく事を支える仕事」「国はそういう仕事に予算を付けない」と歪んだ国の福祉観にも鋭く批判の声をあげています。

介護職のみなさん、そして医療のあり方介護のあり方に疑問を持つ人たちの霧を晴らしてくれる内容です。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 利用者のみなさまへの緊急のお願い

●サービス利用中は可能な限りサービスご利用の方もマスクの着用をお願いします。

●利用者、同居の家族のかたの体調不良(発熱など)はあらかじめきょうと福祉俱楽部までご連絡ください。



有限会社 あとくに福祉研究所
きょうと福祉俱楽部

〒617-0824
福岡市天神4丁目7-12 ハイツ東館101号
TEL 075-958-2560 FAX 075-957-2808
E-mail info@fukushi-club.com